

川口市市民参加条例策定委員会条例

(設置)

第1条 川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第7条第5項の規定による市民の市政への参加のために必要な事項を定める条例の制定に向け、その条例案の策定について検討及び審議を行うため、川口市市民参加条例策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、条例に規定すべき事項その他前条に規定する条例案の策定に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。